

保育士等の配置基準の引き上げ及び更なる処遇改善を求める意見書(案)

安心して子どもを生き育てることのできる社会の実現のためには、子どもの健やかな成長を支える保育を進めることが重要である。

一方、保育現場では、日々、子どもの健やかな育ちを願い、それぞれの保育士が懸命に取り組んでいるが、その責任と負担に見合った処遇が保障されておらず、研修機会確保や自らの家庭生活との両立に苦労している。

また、新型コロナウイルス感染症予防のための衛生管理が求められ、平時からの厳しい労働状況に加え、業務は増加している状況である。

このように、保育士は過重な労働環境に置かれており、賃金も低いことから、保育士の確保と定着が喫緊の課題となっている。

現行の保育士配置基準は、一部を除き1948年(昭和23年)に決められたままで、保育士の人数は0歳児3人に1人、1・2歳児6人に1人、3歳児20人に1人、4・5歳児30人に1人とあまりに少なく、多くの施設で基準の1.5倍～2倍ほどの保育士を雇用しているのが現状である。そのため、政府の処遇改善策(月9千円)が始まったものの、実際の上乗せ額は9千円に満たない人が大半となる。

保育所の待機児童をゼロにし、量も質も豊かな保育を実現するためには、保育士等の配置基準の大幅な改善及び更なる処遇改善を行うことが急務である。

よって、国会及び政府において、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 保育士等の配置基準の引き上げ、実情に応じた配置改善加算を行うこと。
- 2 賃金水準の引上げなど更なる処遇改善を図ること。
- 3 保育士等の処遇改善に必要な予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長